

## 熊谷市地域こどもの生活支援強化事業実施要綱

### 第1 目的

多様かつ複合的な困難に直面している子ども及びその保護者（以下「子ども等」という。）に対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要な子ども等を早期に発見し、行政等の適切な支援機関につながる仕組みをつくることによって、子ども等に対する地域の支援体制を強化することを目的とする。

### 第2 実施主体

実施主体は熊谷市（以下「市」という。）とする。市は、市が適切と認める民間団体（任意団体を含む。以下同じ。）に事業の実施を委託し、又は補助することができる。

### 第3 事業内容

- (1) 子ども等の居場所の提供及び食事支援（子ども食堂、子ども宅食、フードパントリーなど）
- (2) 生活支援（文房具、生理用品など、子ども等の生活に必要な物品の提供など）
- (3) 長期休暇対応支援強化事業（前各号に掲げる事業について、夏休み、冬休みなどの長期休暇期間における活動回数の増加を図る事業）
- (4) 様々な機会・体験の提供（調理体験、農業体験、年中行事など）
- (5) 学習支援（宿題の見守りなど）
- (6) 子ども等の居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
- (7) その他前各号に類する事業

### 第4 事業対象者

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもをはじめとする多様かつ複合的な困難に直面している子ども等を対象とする。なお、対象とする子ども等の範囲については、市において定めるものとする。

2 前項の「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

## 第5 留意点

- (1) 事業の実施に当たっては、こども家庭センター等の相談機関や、学校や放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要なこどもや家庭の把握に努めること。
- (2) 支援が必要なこどもや家庭を発見した場合は、市や関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (3) 事業の実施場所は、地域の実情に応じて、既存の福祉・教育施設など地域にある様々な場所の活用に加え、児童館、公民館など、こどもがアクセスしやすい場所、時間帯での実施を図り、中高生など幅広い年齢層に配慮した事業を実施すること。また、良好な衛生環境、安全性等を確保すること。
- (4) 自宅等から開催場所等までの往来が困難なこども等がいる場合は、送迎支援を行うよう努めること。
- (5) 食事の提供を行う場合にあつては、食品衛生管理を徹底し、食中毒予防、食物アレルギー、防火等に配慮すること。
- (6) 食材の確保については、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得るよう努めること。
- (7) 多様かつ複合的な困難に直面しているこどもに対応するため、食事支援、学習支援及び様々な機会・体験の提供を合わせて行うよう努めること。
- (8) 長期休暇期間中のこども等の生活支援を強化するため、食事の支援等について、長期休暇期間における活動回数の増加に積極的に努めること。
- (9) 事業の利用に係る費用は、事業の目的に鑑み、無料又は実費相当額にとどめるよう努めること。
- (10) この事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービスその他法令に基づく事業として実施されるものを対象としない。
- (11) (1) 及び (2) について、市の具体的な対応方針を委託先又は補助先の民間団体と共有した上で、事業を実施すること。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。